

< 記載例 >

(参考様式第1号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

農用地等借受申出書

公益社団法人新潟県農林公社

代表理事 様
(市町村経由)

住所 新潟新光町〇-〇

氏名 公社 太郎

(法人名・代表者名)

電話番号 025-285-XXXX

公益

農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者募集要領第6の規定に基づき、下記のとおり申し上げます。

記

1 区域内外の農業者の別等(該当する番号に〇を付けてください)

<input checked="" type="radio"/> ① 募集区域内の農業者	<input type="radio"/> ② 募集区域外の農業者	<input type="radio"/> ③ 新規参入者
--	-----------------------------------	-------------------------------

2 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名	新潟市中央区	募集の区域名	△△地区 〇〇地区
農用地等の種別・面積	田 50,000 m ²	畑 m ²	樹園地 m ²	その他() m ²
当該農用地で栽培しようとする農作物	1 水稻	2 大豆	3	
借受けを希望する期間	令和 元年 4月 1日 ~ 10年 3月31日(10年間)			
希望する農地の条件 (基盤整備、灌漑施設の有無等)	概ね30アール区画以上、パイプ灌漑設備を希望			
(参考)希望する賃料	年間10アール当たり 18,000 円~ 20,000 円程度			
〔農用地等を借り入れる理由〕※該当する番号に〇を付けてください				
<input checked="" type="radio"/> ① 規模の拡大 <input checked="" type="radio"/> ② 農地の集約化 <input type="radio"/> ③ 新規参入 <input type="radio"/> ④ その他()				

3 借受希望者の現在の状況(該当する番号に〇を付けてください。)

<input checked="" type="radio"/> ①「人・農地プラン」に掲載の地域の中心経営体	<input checked="" type="radio"/> ② 認定農業者	<input type="radio"/> ③ 認定就農者	<input type="radio"/> ④ 集落営農法人	<input type="radio"/> ⑤ 基本構想水準到達者	<input type="radio"/> ⑥ 担い手相互間又は担い手・非担い手間での利用権の交換を行う者	<input type="radio"/> ⑦ 新規参入者(含む企業参入)
---	--	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---	---------------------------------------

(裏面へつづく)

4 現在の農業経営状況

労働力の状況	家族労働力： 4 人		雇用労働力：常雇 人、臨時 人	
経営の状況	作目・部門	面積(m ²)又は飼養頭羽数	農業施設、機械の所有状況	
①所有地	水 稻	40,000 m ²	ハウス 1,500 m ²	
	大 豆	30,000 m ²	トラクタ	(48)馬力 1 台
	スイカ	15,000 m ²		()馬力 台
	ネ ギ	5,000 m ²	田植機	(6)条植 1 台
②借入地	水 稻	20,000 m ²		()条植 台
			コンバイン	(4)馬力 1 台
				()馬力 台
③作業受託				
合 計 (①②+③)		110,000 m ²		

5 確認事項（確認欄にチェックしてください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	この借受申出書の有効期限（募集期間終了後の翌日から1年間）の記載内容の自動更新を希望します。
<input checked="" type="checkbox"/>	借受申出書の記載事項のうち、氏名又は名称、区域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別・面積、作物の種別を公表することについて承諾します。
<input checked="" type="checkbox"/>	貸付に当たっては、事業規程に規定された貸付先の決定方法に従うこととし、その決定については農地中間管理機構に一任します。

※ 当社との農地の貸借状況を記載した「農用地利用配分計画」又は「農用地利用集積計画」は、利害関係人の意見を聴取するため（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第19条の2第2項）、縦覧に供することがありますので、御承知おき願います。